

愛知県地域防災計画(原子力災害対策計画)

新旧対照表(案)

令和3年7月修正

原子力災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考																																														
	第1編 総則	第1編 総則																																															
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針																																															
	第4節 災害の想定	第4節 災害の想定																																															
3	(2)原子力災害 <table border="1"> <tr> <td>原子力発電所 又は原子炉施設名</td> <td rowspan="10">略</td> <td rowspan="10">略</td> <td rowspan="10">略</td> <td>号機</td> <td>状況</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td>1号機</td> <td>廃止措置計画認可</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>廃止措置計画認可</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>定期検査中</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高浜発電所</td> <td>3号機</td> <td>定期検査中</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>定期検査中</td> </tr> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名	略	略	略	号機	状況	美浜発電所	3号機	定期検査中	大飯発電所	1号機	廃止措置計画認可	2号機	廃止措置計画認可	3号機	定期検査中	4号機	定期検査中	高浜発電所	3号機	定期検査中	4号機	定期検査中	(2)原子力災害 <table border="1"> <tr> <td>原子力発電所 又は原子炉施設名</td> <td rowspan="10">略</td> <td rowspan="10">略</td> <td rowspan="10">略</td> <td>号機</td> <td>状況</td> </tr> <tr> <td>美浜発電所</td> <td>3号機</td> <td>運転中(82.6万Kw)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大飯発電所</td> <td>1号機</td> <td>廃止措置計画認可・廃止措置中</td> </tr> <tr> <td>2号機</td> <td>廃止措置計画認可・廃止措置中</td> </tr> <tr> <td>3号機</td> <td>運転中(118.0万Kw)</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中(118.0万Kw)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高浜発電所</td> <td>3号機</td> <td>運転中(87.0万Kw)</td> </tr> <tr> <td>4号機</td> <td>運転中(87.0万Kw)</td> </tr> </table>	原子力発電所 又は原子炉施設名	略	略	略	号機	状況	美浜発電所	3号機	運転中(82.6万Kw)	大飯発電所	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中	3号機	運転中(118.0万Kw)	4号機	運転中(118.0万Kw)	高浜発電所	3号機	運転中(87.0万Kw)	4号機	運転中(87.0万Kw)	最新の状況に更新
原子力発電所 又は原子炉施設名	略	略				略	号機	状況																																									
美浜発電所							3号機	定期検査中																																									
大飯発電所							1号機	廃止措置計画認可																																									
							2号機	廃止措置計画認可																																									
							3号機	定期検査中																																									
							4号機	定期検査中																																									
高浜発電所							3号機	定期検査中																																									
							4号機	定期検査中																																									
原子力発電所 又は原子炉施設名							略	略	略	号機	状況																																						
美浜発電所			3号機	運転中(82.6万Kw)																																													
大飯発電所	1号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中																																															
	2号機	廃止措置計画認可・ 廃止措置中																																															
	3号機	運転中(118.0万Kw)																																															
	4号機	運転中(118.0万Kw)																																															
高浜発電所	3号機	運転中(87.0万Kw)																																															
	4号機	運転中(87.0万Kw)																																															
	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準	第5節 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準																																															
30	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの 全面緊急事態を判断するEAL ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は 原子炉施設 に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて 7. 使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあつては、炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するものに限る。）であつて、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの 全面緊急事態を判断するEAL ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は 原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽 に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	表記の整理																																														

原子力災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考								
	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第2章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱									
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱									
38	2 市町村 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(6) 屋内退避、避難勧告・指示を行う。</td> </tr> </table>	機関名	内容	市町村	(6) 屋内退避、避難 勧告 ・指示を行う。	2 市町村 <table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(6) 屋内退避、避難指示を行う。</td> </tr> </table>	機関名	内容	市町村	(6) 屋内退避、避難指示を行う。	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等
機関名	内容										
市町村	(6) 屋内退避、避難 勧告 ・指示を行う。										
機関名	内容										
市町村	(6) 屋内退避、避難指示を行う。										
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策									
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）									
	■ 基本方針	■ 基本方針									
49	(追加)	○ <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</u>	「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」 (R2.6.2)を踏まえた修正								
	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策									
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置									
58	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>第6節1 避難勧告・指示</td> </tr> </table>	機関名	主な措置	市町村	第6節1 避難 勧告 ・指示	<table border="1"> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>第6節1 避難指示</td> </tr> </table>	機関名	主な措置	市町村	第6節1 避難指示	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等
機関名	主な措置										
市町村	第6節1 避難 勧告 ・指示										
機関名	主な措置										
市町村	第6節1 避難指示										
	第6節 県民等に対する屋内退避、避難勧告・指示	第6節 県民等に対する屋内退避、避難指示									
61	2 避難勧告・指示 市町村長は、必要に応じて避難 勧告 ・指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難 勧告 ・指示を速やかに実施する。 3 広報活動等による避難等の支援 県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民等の屋内退	2 避難指示 市町村長は、必要に応じて避難指示を行う。 また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。 3 広報活動等による避難等の支援 県は、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等が放射線の影響を受けないように、市町村の住民等の屋内退	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等								

原子力災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考								
	避、避難 勧告 ・指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。	避、避難指示が速やかになされるよう広報活動等により支援する。									
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策									
	■ 主な機関の措置	■ 主な機関の措置									
65	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>第7節3 屋内退避、避難を勧告または指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	県	第7節3 屋内退避、避難を 勧告または 指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>第7節3 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	主な措置	県	第7節3 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等
機関名	主な措置										
県	第7節3 屋内退避、避難を 勧告または 指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置										
機関名	主な措置										
県	第7節3 屋内退避、避難を指示した区域における交通の規制及び立ち入り制限等の措置										
	第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	第7節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動									
70	2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (2) 市町村長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の 勧告又は 指示の措置を講ずる。 (略) ウ 退避・避難のための立ち退きの 勧告又は 指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、県民等の退避・避難状況を的確に把握する。	2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 (2) 市町村長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。 (略) ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、県民等の退避・避難状況を的確に把握する。	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等								
71	4 屋内退避、避難を勧告又は指示した区域における立入制限等の措置 県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を 勧告又は 指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。	4 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置 県は、市町村長が国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請する。	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等								
	第13節 社会秩序の維持対策の実施	第13節 社会秩序の維持対策の実施									
73	1 治安の確保 県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難 勧告又は 指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。 (略)	1 治安の確保 県は、県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びその周辺における治安の確保について、万全を期すこととする。 (略)	改正後の原子力災害対策特別措置法第27条の2第1項等								